

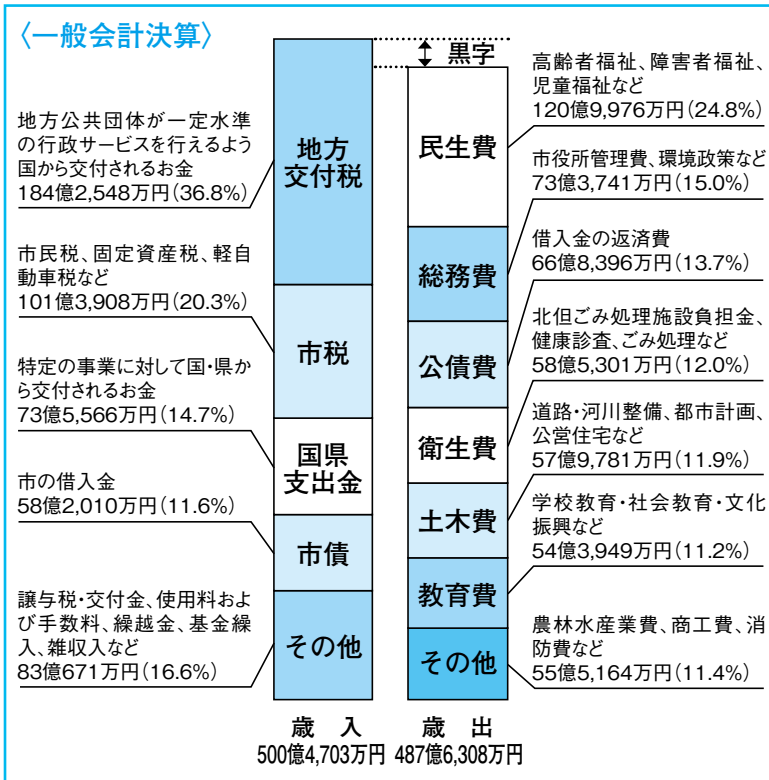
# 平成28年度決算のあらまし 一般会計は実質9億円の黒字



平成28年度決算は、一般会計と特別会計、企業会計を合わせた総額で、歳入(収入)が804億円、歳出(支出)が776億円でした。

また、市の全ての会計を合わせた市債(借入金)残高は、1,241億円、対前年度比27億円の減になり、市民1人当たり148万5千円、対前年度比1万8千円の減になりました。

《問合せ》財政課 ☎21-9014



**一般会計の決算**  
一般会計の決算は、歳入が500億円、歳出が487億円でした。歳入には、平成29年度への繰越し事業の財源4億円が含まれているため、これを差し引き、9億円の黒字となりました。

歳入では、地方交付税が最も多く184億円でした。次いで市税が101億円、国県支出金が58億円、市債が58億617億円、対前年度比3億円の減になりましたが、人口

円と続きます。

歳出では、民生費が最も多く121億円でした。次いで総務費が73億円、公債費が67億円、衛生費が59億円と続きます。

また、市民1人当たりの歳出額は58万4千円、納税額は12万1千円でした。

一般会計の市債残高は、617億円、対前年度比3億円の減になりましたが、人口

## 〈会計別決算額一覧〉

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引
一般会計	500億4,703万円	487億6,308万円	12億8,395万円
特別会計	216億7,559万円	210億3,501万円	6億4,058万円
国民健康保険事業(事業勘定)	112億1,642万円	108億7,905万円	3億3,737万円
国民健康保険事業(直診勘定)	9,619万円	8,869万円	750万円
後期高齢者医療事業	10億9,817万円	10億7,209万円	2,608万円
介護保険事業	88億899万円	85億7,553万円	2億3,346万円
診療所事業	3億1,769万円	3億204万円	1,565万円
霊苑事業	2,273万円	535万円	1,738万円
管理会財産区	257万円	21万円	236万円
太陽光発電事業	1億1,283万円	1億1,205万円	78万円
企業会計	86億3,576万円	78億4,268万円	7億9,308万円
水道事業	24億6,227万円	21億5,296万円	3億931万円
下水道事業	60億1,293万円	55億3,104万円	4億8,189万円
農業共済事業	1億6,056万円	1億5,868万円	188万円
合計	803億5,838万円	776億4,077万円	27億1,761万円

減のため、市民1人当たり73万9千円、対前年度比3千円の増となりました。

**公営企業会計の決算**  
▼水道事業  
給水戸数約3万3千戸、給水人口約8万3千人で、普及率はほぼ100%です。決算は3.1億円の黒字となりました。

▼農業共済事業  
188万円の黒字となりました。共済金の支払額は、家畜共済3489万円、園芸施設共済2770万円、農作物共済183万円など、総額3731万円でした。

普及率約99%、水洗化戸数約3万戸、人口約7万7千人で、水洗化率は93%まで向上しました。決算は4.8億円の黒字となりました。

国民健康保険に加入の皆さんへ

# 12月1日からは新しい保険証になります

## 保険証を更新します

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、11月30日(木)です。新しい保険証(若竹色)を、11月下旬に、特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国民健康保険(国保)に加入している世帯員全員分の保険証があるか確認し、大切に保管してください。

なお、国保税を滞納している方には、窓口で交付します。

## 新保険証は

12月1日から使用できます

12月1日(金)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

## 有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成30年11月30日(金)ですが、下表の方は有効期限が異なります。

	対象者	有効期限
1	退職被保険者および退職被扶養者で平成30年11月30日までに65歳になる方 <sup>(注1)</sup>	65歳の誕生月の月末(1日生まれの場合は前月末)
2	平成30年11月30日までに75歳になる方 <sup>(注2)</sup>	満75歳の誕生日の前日
3	平成30年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

(注1) 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者が65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同日になります。

(注2) 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を使用してください。

## 「臓器提供の

意思表示」ができます

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示ができます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

## 届け出が必要です

左表の場合、14日以内に届け出が必要です。

### 《届け出が必要な場合》

国保に加入する場合	必要なもの
豊岡市に転入してきたとき	・他の市区町村の転出証明書 ・印鑑
職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・職場の健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・印鑑
子どもが生まれたとき	・印鑑
国保をやめる場合	必要なもの
他の市区町村に転出するとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証または加入を証明するもの(職場の健康保険加入者全員分) ・印鑑
生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書 ・印鑑 ・保険証(国保加入者全員分)
出国するとき ※1年以上海外に居住する場合は、転出届をしてください。転出届をしなくても1年以上海外に居住すれば、その間の国保資格を喪失することがあります。	・保険証 ・印鑑 ・出国日が分かるもの(航空券など)

保険証の差替えが必要となる場合	必要なもの
豊岡市内で住所が変わったとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
修学のため、市外に住所を定めるとき	・保険証 ・印鑑 ・在学証明書または学生証
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・印鑑

【共通】いずれの届け出にも、本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)を持参してください。また、外国籍の方は、在留カードを持参してください。

## 【注意点】

### ○国保に加入する場合

加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく他、その間の医療費が全額自己負担になります。

### ○国保をやめる場合

職場の健康保険等に加入の場合、国保資格喪失の届け出が必要です。届け出が遅れると、健康保

険料の二重払いになります。また、資格喪失後に国保の保険証で受診すると、本来の健康保険等が負担すべき医療費(7~9割分)を国保に返還することになります。



## 《問合せ》

市民課 21-9061 または各振興局市民福祉課